

静岡文化芸術大学教務部長の任期及び選任に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡文化芸術大学教務部長（以下「教務部長」という。）の任期及び選任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 教務部長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、第3条第1項第2号に該当する場合は、その限りではない。

2 任期の途中で教務部長の交代があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(選任の事由)

第3条 教務部長の選任は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 教務部長の任期が満了するとき。
- (2) 教務部長の職にある者が定年退職するとき。
- (3) 教務部長が辞任したとき。
- (4) 教務部長が前各号以外の理由で欠員となったとき。

(選任の時期)

第4条 教務部長候補者の選任は、前条に規定する事由により、それぞれ次の期間内に行うものとする。

- (1) 前条第1号及び第2号による場合は、任期満了又は定年退職の30日以前に行う。
- (2) 前条第3号及び第4号による場合は、その事由が生じた後、速やかに行う。

(選考及び任命)

第5条 学長は、静岡文化芸術大学の専任教員の教授のうちから教務部長候補者を選考し、理事長に申出を行う。

2 理事長は、前項の申出に基づき教務部長を任命し、役員会に報告する。

(委任)

第6条 この規則の実施に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則の制定後最初に行われる教務部長の任命については、第5条に規定する選考

手続に基づくことを要しないものとし、理事長が任命する。

附 則

この改正は、平成 23 年 5 月 11 から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日静岡文化芸術大学副学長の任期及び選任に関する規則等の一部を改正する規則）
この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。